

文 第 268 号
平成23年6月3日

各市町村教育委員会教育長 殿
(埋蔵文化財担当課扱い)

宮城県教育委員会
教育長 小林 伸一

東日本大震災の復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて (通知)

このことについて、別紙写しのとおり文化庁次長から「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」の通知がありました。

宮城県教育委員会においては、震災の復旧工事に伴う埋蔵文化財の取扱いについては平成23年3月30日付け文第2251号「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財の当面の取扱い」(以下、文第2251号通知)で既に通知しているところですが、震災の復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについては、早急な復興が急務であるとの認識のもと、復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護との整合を図るため、別紙のとおりといたしますので、御了知の上、事務処理等に遺漏のないようお願いいたします。

なお、震災の復旧工事に伴う埋蔵文化財の取扱いについては、現時点で津波の被害が大きかった沿岸部を中心に復旧工事が終了していないと判断できることから、引き続き、文第2251号通知のとおり、文化財保護法第93条又は第94条及び第96条又は第97条の規定による届出又は通知を要しないことといたしますので、承知願います。

担 当	宮城県教育庁文化財保護課 埋蔵文化財第一班 天野順陽
電 話	022-211-3684
F A X	022-211-3693
メー ル	amano-ma566@pref.miyagi.jp

文 第 268 号
平成23年6月3日

仙台市教育委員会教育長 殿
(文化財課扱い)

宮城県教育委員会
教育長 小林 伸一

東日本大震災の復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて (通知)

このことについて、別紙写しのとおり文化庁次長から「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」の通知がありました。

宮城県教育委員会においては、震災の復旧工事に伴う埋蔵文化財の取扱いについては平成23年3月30日付け文第2251号「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財の当面の取扱い」(以下、文第2251号通知)で既に通知しているところですが、震災の復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについては、早急な復興が急務であるとの認識のもと、復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護との整合を図るため、別紙のとおりといたしますので、御了知の上、事務処理等に遺漏のないようお願いいたします。

なお、震災の復旧工事に伴う埋蔵文化財の取扱いについては、現時点で津波の被害が大きかった沿岸部を中心に復旧工事が終了していないと判断できることから、引き続き、文第2251号通知のとおり、文化財保護法第94条及び第97条の規定による通知を要しないことといたしますので、承知願います。

担 当	宮城県教育庁文化財保護課 埋蔵文化財第一班 天野順陽
電 話	022-211-3684
F A X	022-211-3693
メー ル	amano-ma566@pref.miyagi.jp